

令和6年第3回松野町議会定例会会議録 10日目

招 集 年 月 日	令和6年9月3日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年9月12日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 吉野生支所長 竹葉 誠 防災安全課長 中井 和彦 保健福祉課長 瀧本 美樹 ふるさと創生課長 井上 靖 教 育 課 長 戎 秀之 農林振興課長 小西 亨 代表監査委員 榎本 孝幸
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 2番 森岡 健治 3番 山崎 匡
会 期 の 決 定	—

◇ 議事日程

- 1 開議宣言
- 2 諸般事項報告

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	認定 1	令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認定 2	令和5年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認定 3	令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定 4	令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定 5	令和5年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定 6	令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定 7	令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
8	意見 1	防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書
9	議案 47	動産の買入れについて
10	議案 48	動産の買入れについて
11	議案 49	松野町教育委員会教育長の任命同意について
12	議案 50	松野町教育委員会委員の任命同意について
13	議案 51	松野町教育委員会委員の任命同意について
14	諮問 1	松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
15	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1 6	—	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
1 7	—	議員派遣の件
1 8		

5 閉 議
6 閉 会

議 長	<p>これから本日の会議を開きます。 (9 : 30)</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しております議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番森岡健治議員、3番山崎匡議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、</p> <p>日程第8、認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」までの7会計の決算を一括議題とします。</p> <p>各常任委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。</p> <p>最初に、山石総務常任委員長。</p>
山石総務委員長 議 長 山石総務委員長	<p>「議長」</p> <p>「山石総務常任委員長」</p> <p>それでは、総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、5件の認定案件についてであります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程における主な質疑項目につき</p>

ましては、委員長報告参考資料のとおりであります。

それでは、審査内容の主なものにつきまして、報告をいたします。

まず、「認定第1号」について、それぞれ所管する決算内容の説明がありました。

防災安全課の審査においては、ブレーキアシストの補助について質問があり、実績が少ない状況にあり今後広報活動にも力を入れたいとの回答を受けました。

また、災害時の備蓄品について質問があり、備蓄品の内容、活用方法について回答を受けました。

次に、町民課及び吉野生支所の審査においては、保育士の確保についての質問があり、県内にある保育士養成施設を訪問し募集要項を配布するなど、関係機関との協議を行っている。今後も保育士確保に努めていきたいと回答を受けました。

続いて、保健福祉課の審査においては、今後の高齢者共同住宅の運営について質問があり、理事者から、新しい形での活用方法について検討しているが、まずは緊急避難的な災害向け住宅として運用していきたいと回答を受けました。

続いて、ふるさと創生課の審査においては、森の国まつの事業協同組合の採用人数について質問があり、今後の採用の考え方について回答を受けました。

また、ふるさと納税についての質問に対しては、現在、目標達成には程遠い状況であるが、10月からの寄付が多くなってくるので目標を達成できるようにしたいと理事者から回答を受けました。

続いて、教育課の審査においては、東小学校の外壁修繕についての質問があり、高額な予算がかかり現時点での修繕は難しい。安価な方法を模索したいと回答を受けました。

部活動の地域移行についての質問には、今後、松野町に合った地域移行を考えたいと回答を受けました。

なお、総務課、出納室においては、特に質問もなく、審査を終了し

<p>議 長 安西産業委員長 議 長 安西産業委員長</p>	<p>ました。</p> <p>次に、中央診療所が所管する「認定第3号」では、アドバイザー事業の詳細について質問があり、理事者から、診療所の経営安定と町民が利用しやすい環境の両立をコンサルの知恵を借りながら進めていきたいと回答がありました。</p> <p>また、出張診療所閉鎖に伴うトラブル等について質問があり、トラブルなく閉鎖できたが、交通手段など改善が必要であると回答を受けました。</p> <p>次に、町民課が所管する「認定第6号」では、健康診査の受診率について質問があり、受診率が低く受診率向上に向け、啓発活動に努めていると回答を受けました。</p> <p>最後に、町民課が所管する「認定第2号」、吉野生支所が所管する「認定第4号」、保健福祉課が所管する「認定第5号」では、特に質問もなく、審査を終了しました。</p> <p>以上、当委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、総務常任委員会の報告を終わります。</p> <p>よろしく御賛同を賜わりますようお願い申し上げます。</p> <p>質疑を省略し、次に、安西産業常任委員長。</p> <p>「議長」</p> <p>「安西産業委員長」</p> <p>御報告をいたします。産業常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告を申し上げます。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」の2件の認定案件であります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査</p>
--	--

いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。なお、審査の過程における主な質疑項目につきましては、委員長報告参考資料のとおりであります。

それでは、審査内容の主なものにつきまして、報告をいたします。

まず、「認定第1号」は、それぞれが所管する決算の内容について説明がありました。

まず、農林振興課、農業委員会の審査において、農林公社における備品購入計画についての質問があり、年次計画を作り対応している。今後も財政や理事者と協議しながら、効率よく進めていきたいとの回答を受けました。

また、森林環境税の有効利用について質問があり、担い手の確保や南予森林センターの運営費など有効な事業に充当したいとの報告を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査においては、ぽっぽ温泉大規模改修後の利用状況について質問があり、利用客が増えている状況であり、今後も利用促進のPR等を図っていきたいとの回答を受けました。

また、養魚場の改修とこれからの位置づけについての質問に対しては、理事者から、前回の改修からかなりの時間が経過しており抜本的な問題は抱えているが、現状で維持し運営していきたいと回答を受けております。

次に、建設環境課の審査においては、能登半島地震後の木造住宅耐震診断の申請件数についての質問には、問い合わせはあるが申請にまでは至っていない状況であり、今後も周知活動をしていきたいと回答を受けました。

道路維持に伴う直営事業の実施状況についての質問に対しては、人口も減少しておりこれからも件数は増えていくと考えている。通行に支障が出ないように計画的に進めたいとの回答を受けております。

続いて、建設環境課が所管する「認定第7号」では、決算書にある貸借対照表の未収金についての質問があり、本日、詳細な説明を受け

		たところであります。
		以上、認定第1号及び第7号の当委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、産業常任委員会の報告を終わります。
		よろしく御賛同を賜わりますようお願いを申し上げます。
議	長	質疑を省略し、続いて、討論、採決を行います。
		討論、採決は会計ごとに行います。
		はじめに、認定第1号の討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、認定第1号を採決します。
		本決算に対する委員長報告は、認定とするものです。
		お諮りします。
		本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。
		続いて、認定第2号の討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第2号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第2号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第3号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第3号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、認定第4号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、認定第4号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。
議	長	続いて、認定第5号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、認定第5号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、認定第5号「令和5年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 続いて、認定第6号の討論を行います。

議 長	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第6号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第6号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p>
議 長	<p>後に、認定第7号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第7号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算</p>

議	長	<p>の認定及び剰余金の処分については、認定することに決定しました。</p> <p>日程第9 意見第1号「防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」を議題とします。</p> <p>提案者に趣旨説明を求めます。</p>
6 番	山 石	「議長6番」
議	長	「山石議員」
6 番	山 石	<p>それでは、今回提出しております「防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」について、意見書を朗読し、趣旨説明いたします。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」</p> <p>近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化しているほか、本年1月に最大震度7を観測し甚大な被害をもたらした能登半島地震では、家屋の倒壊や火災、津波、土砂崩れなどで多くの方がお亡くなりになるとともに、地盤の液状化や隆起等により、道路や港湾、上下水道等のインフラ施設にも大規模な被害が発生した。加えて、山がちな半島部では道路の寸断により集落の孤立が相次ぎ、救助活動や救援物資の輸送が難航したところである。</p> <p>切迫する南海トラフ地震への備えが急務となっている本県においては、能登地域と同様に半島地形や中山間地域に集落が点在するなど共通点も多いことに加え、本年4月に最大震度6弱を観測した豊後水道を震源とする地震が発生し、県民の地震や津波に対する危機感が一層高まっている。</p> <p>また、道路、河川、港湾等のインフラ施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後老朽化が進行し、修繕の必要な施設が急増することから、不具合が生じてから対策を行う事後保全型から脱却し、戦略的な維持管理・更新に向け、長寿命化計画に基づく予防保全型メンテナンスへの移行を推進していく必要がある。</p> <p>政府は、先般閣議決定した骨太の方針において、改正国土強靱化基本法に基づき法定化された「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討</p>

を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取り掛かることを示したところである。

このような中、本県においても、今後想定される南海トラフ地震など大規模災害から県民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、災害に強い強靱な県土づくりに取り組んでおり、国による令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も切れ目なく、各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 昨今の自然災害の激甚化・頻発化や加速度的に進行するインフラ施設の老朽化を踏まえ、5か年加速化対策終了後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組みを安定的・継続的に推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、必要かつ十分な事業量を確保すること。

2 「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたっては、能登半島地震の検証を踏まえた地震・津波対策の強化に加え、長年の懸案事項に対する地方の意見を十分に反映し、「防災対策等としてのトンネル整備・改築に係る個別補助制度の創設」、「河川管理施設の老朽化対策に係る採択要件の緩和」など、補助制度の創設・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月12日

提出者、松野町議会議員山石恭助。

賛成者、松野町議会議員森岡健治、同じく赤松紀幸、同じく安西博文、同じく山田寛二、同じく山崎匡。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府

		特命担当大臣。
		以上、提出いたします。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております意見第1号は、即決したいと思いま
		す。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見第1号は即決することに決定しました。
		これから、意見第1号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、意見第1号「防災・減災、国土強靱化対策の更なる推
		進を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。
		ただいま可決した意見書は、直ちに関係機関に送付することにしま
		す。
議	長	日程第10 議案第47号「動産の買入れについて」を議題としま
		す。
		町長に提案理由の説明を求めます。

<p>坂本町長 議長</p>	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは案第47号「動産の買入れ」について、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、町指定ごみ袋を購入するにあたり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>本件は5月29日の入札執行の結果を受け、愛媛県宇和島市榊形町3丁目4番18号 村上産業株式会社宇和島支店 支店長龍山泰隆氏を契約相手方とするもので、金額は消費税込みで、502万9千200円であります。</p> <p>本来であれば、入札執行による落札業者決定後、議会の議決を求めるべきものではございますが、本定例会において追認をいただくようお願いするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第47号は、即決したいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第47号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第47号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第47号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第11 議案第48号「動産の買入れについて」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第48号「動産の買入れ」について、提案理由を御説明申し上げます。 本案は、消防団員の高視認性活動服への更新と雨具の整備にあたり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 本案は7月24日の入札執行の結果を受け、愛媛県宇和島市寿町2丁目3番7号 株式会社岩本商会宇和島営業所 所長増田旭洋氏を契約の相手方とするもので、金額は消費税込みで、651万2千円あります。 前議案と同様、この議案も本来であれば、入札執行による落札業者決定後、議会の議決を求めるべきものではございましたが、本定例会において追認をお願いするものでございます。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。

議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第48号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第48号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第48号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第48号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第12 議案第49号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>議案第49号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の教育委員会教育長の任命につきまして、地方教育行</p>

	<p>政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>三好秀二教育長につきましては、本町の教育文化行政の推進はもとより、町政伸展に多大な御尽力を賜っているところであります。</p> <p>今回10月7日をもって、その任期が満了することから、引き続き、人格見識高く、教育、学術及び文化に深く精通されている三好秀二氏を任命をいたしたく同意をお願いするものであります。</p> <p>なお、任期につきましては、令和6年10月8日から令和9年10月7日までであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、御同意を賜われますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑・討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第49号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第49号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第13 議案第50号「松野町教育委員会委員の任命同意について」及び</p>
議 長	<p>日程第14 議案第51号「松野町教育委員会委員の任命同意について」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>

坂本町長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂本町長	それでは議案第50号及び51号「松野町教育委員会委員の任命同意について」、提案理由の説明を申し上げます。
	<p>本案は、本町の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。</p>
	<p>今回お願いする沖留美子氏につきましては、令和2年4月1日から教育委員に御就任いただき、町教育行政に御尽力を賜っておりました。</p>
	<p>本年9月30日をもってその任期が満了することから、引き続き人格高潔にして識見豊かであり、教育現場での経験豊富で学術・文化に深く精通されている沖留美子氏に、御就任をお願いしたく、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。</p>
	<p>また、これまで本町の教育文化行政の推進はもとより、町政伸展に多大な御尽力を賜わっていただきました金谷一氏が本年9月末の任期満了をもって勇退されることとなりました。</p>
	<p>金谷氏は、平成24年10月1日以来、3期12年間、本町の教育行政進展のために多大なる御貢献を賜りました。その功績に深甚なる敬意を表するところであります。</p>
	<p>つきましては、その後任者として、人格高潔にして識見豊かであり、教育行政にも経験豊富な、吉野の小西敏文氏を委員にお願いするものであります。</p>
	<p>なお、任期については、お二方とも令和10年9月30日までであります。</p>
	<p>よろしく御審議をいただき、御同意を賜われますようお願い申し上げます。</p>
議 長	お諮りします。
	<p>本案は人事案件ですので、先例により質疑・討論を省略したいと思います。</p>

議 長	<p>います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>採決は議案ごとに行います。</p> <p>まず議案第50号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第50号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第51号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第51号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第15 諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の人権擁護委員の山田寛二氏が、令和6年12月31日を以って任期満了となるため、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもので</p>

		<p>あります。</p> <p>山田氏は、地域の方々の身近な相談相手として、適切な助言を行うなど、住民からの信望が厚く、その人格、識見ともに高い人物であります。</p> <p>また、愛媛県人権対策協議会松野支部の監事を務めるなど、人権に対する理解と見識・実績を備えておられます。</p> <p>令和4年1月1日に人権擁護委員委員に就任以来、1期2年9ヶ月の間、人権尊重思想の普及高揚のために、積極的な人権擁護活動を展開されておられます。</p>
議	長	<p>よろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、山田寛二議員を除斥とし、退場を求めます。</p>
議	長	<p>(山田議員 ～ 退席)</p> <p>これよりしばらくの間休憩します。</p> <p>各議員は委員会室で、本案に対する意見を調整してください。</p> <p style="text-align: right;">(10:17)</p>
議	長	<p>(休憩10:17 ～ 再開10:21)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:21)</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題となっております、諮問第1号は、諮問のとおり答申したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、諮問のとおり答申することに決定しました。</p> <p>山田寛二議員の除斥を解きます。</p>
議	長	<p>(山田議員 ～ 復席)</p> <p>日程第16 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題と</p>

<p>議 長</p>	<p>します。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第17 「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会改革特別委員会委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>したがって、議会改革特別委員会は、申し出のとおり、議会閉会中も継続して調査、検討を行うことに決定しました。</p> <p>日程第18 「議員派遣の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>これで会議を閉じます。 (10:24)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思いをします。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは、第3回定例議会の閉会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位には、3日の議会開会から本日までの会期中、本議会及び常任委員会におきまして、活発な議論と慎重な審議を賜り、本日までに全議案、全会一致で可決いただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>審議の中で、議員各位から賜りました貴重な御意見等を踏まえて、来年度の予算編成はじめ、今後の施策形成実行に活かしていきますように、鋭意努力して参ります。</p> <p>さて明日13日には、敬老式が開催されます。先輩方のこれまでの御労苦に敬意を表しますとともに、御長寿のお祝いを申し上げたいと考えております。また来月には12日に奥内の棚田祭り、翌13日にはスポーツフェスティバルが予定されているほか、下旬から11月にかけては、各地区で秋祭りの時期を迎えます。地域の皆さんが顔を合わせ楽しく過ごすにぎわいの場があること、それが地域の活力につながるものであり、それぞれの催しで準備、運営等に御尽力いただく皆様に敬意を表するところです。</p> <p>またこの度、健康診査受診率向上を目的とした取り組みの1つとして、「行ってこーわい！愛媛の検診」をキャッチコピーとするダンス動画が募集をされております。今回、本町からも保健福祉課が中心となって動画を作成し、応募をしていますが、議員の皆様にも御出演をいただき、御協力に感謝申し上げます。私的には大変良い出来栄ではないかと感じておりますが、今後の審査の結果はどうあれ、議会、理事者、職員が一体となった意義のある作品であったと考えております。</p>

議

長

す。今後の町の受診率向上につながることを期待したいと思います。

早いもので、本年度も半年が経過し、折り返しの時期を迎え、私の2期目の任期もあと僅かとなりました。進退については、6月議会の一般質問でお答えしたとおりであります。業務が停滞することのないように進めていくことはもちろん、町政をより推進発展させていくよう、決意を新たにしているところであります。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目でもありますので健康には十分留意をされるとともに、引き続き町政への御支援、御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

以上で、令和6年第3回松野町議会定例会を閉会します。

(10:28)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 加藤 康幸

第1日目 松野町議会議員 山石 恭助

同 上 赤松 紀幸

第10日目 松野町議会議員 森岡 健治

同 上 山崎 匡